お知らせ

年金生活者支援給付金制度

年金生活者支援給付金は、公的年金などの収入やその他の所得額が一定基準額以下の年金受給者の生活を支援するために、支給されるものです。

給付金は、年金支給日に年金と同じ受取口座に別途、振り込まれます。

対象者　次の全てに当てはまる人

◇老齢基礎年金を受給している
・65歳以上
・請求する人の世帯全員の市民税が非課税
・前年の年金収入額とその他所得額の合計が約90万円以下
・前年の所得額が約479万円以下

◇障害基礎年金・遺族基礎年金を受給している

※支給要件を満たす場合、現在受給中の人は、手続きは原則不要です。

※支給要件を満たさなくなった場合、「年金生活者支援給付金不該当通知書」が送付されます。

●給付金の受け取りには請求書の提出が必要です

◇新たに「年金生活者支援給付金」を受け取る人

新たに対象となった人には、日本年金機構から「請求可能な旨のお知らせ」が9月1日以降に順次送付されていますので、請求書（はがき型）を提出してください。

また、令和8年1月5日(月)までに請求手続きが完了すれば、令和7年10月分にさかのぼって受給できます。案内が届いたら、早めに手続きをしてください。

◇新たに年金を受給しはじめる人

年金の請求手続きと併せて年金事務所または市役所で手続きをしてください。

※案内や事務手続きは、日本年金機構（年金事務所）が行います。

※日本年金機構や厚生労働省を装った不審な電話や案内に注意してください。

日本年金機構や厚生労働省から、電話で基礎年金番号や個人番号・家族構成・金融機関の口座番号・暗証番号を聞いたり、手数料などの金銭を求めたりすることはありません。

問い合わせ先

給付金専用ダイヤル（ナビダイヤル）　☎0570(05)4092

厚生労働省ホームページ

日本年金機構ホームページ

特設サイト

相談

※会場での無料相談の後に、書類作成やトラブル解決などに移ると費用が発生することがありますので、主催者に確認してください。

相続・遺言・任意後見等の無料相談会（要予約）

日時　10月22日(水)　午前9時～正午

会場　中央コミュニティセンター2階　談話室

内容　◇相続◇登記◇遺言◇任意後見◇家族信託◇外国人ビザ◇相続土地国庫帰属◇遺言書必要度診断　など

相談員　中村圭一さん（司法書士・行政書士）

定員　5組程度

申込方法　電話

申し込みと問い合わせ先　司法書士・行政書士K1オフィス　☎(986)1500

行政書士による相続・遺言・成年後見等についての無料相談会（予約不要）

日時　10月23日(木)　午後1時～4時

会場　まどかぴあ　302会議室

内容　◇相続◇遺言◇成年後見など

問い合わせ先　（公社）コスモス成年後見サポートセンター福岡県支部　江上　☎(641)2501

税理士による相続税・贈与税・成年後見に関する無料相談会（要予約）

日時　11月1日(土)　午前10時～午後3時45分

会場　九州北部税理士会館　2階［博多区博多駅南］

内容　◇相続税◇贈与税◇成年後見に関する相談（1人30分以内）

問い合わせ先　九州北部税理士会　☎(433)2366

税理士・司法書士などによるお困りごと解決・合同無料相談会（要予約）

日時　11月1日(土)・2日(日)　午前10時～午後5時

会場　大野城市役所　南駐車場

内容　◇雇用◇年金◇不動産◇生前対策◇許認可◇税金　など

相談員　税理士・司法書士・社会保険労務士・宅建士　などの士業専門家

申込方法　電話

申込期限　10月30日(木)

申し込みと問い合わせ先　平田司法書士事務所　☎(558)7246

筑紫地区人権（悩みごと）相談（予約不要）

期日・会場　◇11月4日(火)　春日市役所◇11月6日(木)　大野城市役所新館2階（こども家庭センター横相談室）◇11月11日(火)　博多南駅ビル◇11月14日(金)　太宰府市役所

時間　午前10時～午後3時

内容　◇いじめ◇差別◇暴力◇虐待◇名誉き損◇近隣のもめごと◇家庭内のもめごと◇セクハラ・ストーカー　など